

障害福祉サービス事業者に対する指定の取消処分について

障害者自立支援法第50条第1項の規定により、次の事業者に係る指定を取り消すことといたしました。

記

1 指定を取り消す事業者及び事業所の名称等

- (1) 事業者の名称等 特定非営利活動法人青い鳥（理事長 仲地宗輝）
- (2) 事業者の所在地 岡山市北区奉還町二丁目9-4
- (3) 事業所の名称等 にこにこスマイル支援センター（管理者 岸本 隆）
- (4) 事業所の所在地 岡山市北区奉還町二丁目9-4
- (5) サービスの種類等 居宅介護、重度訪問介護（平成18年10月1日指定）

2 指定取消し年月日 平成22年10月15日

3 指定取消しの原因となる事実及び根拠となる法令の条項等

不正請求【根拠法令：障害者自立支援法第50条第1項第5号該当】

- ① 法人理事長が、自らが当該事業所の重度訪問介護サービスの利用者であることを利用して、現管理者と共謀し、実際にはサービス提供をしていないにもかかわらず、ヘルパーの名義を使用して、深夜時間帯に自らにサービス提供したように記録を偽造し、不正に介護給付費を請求し、受領した。
- ② 前管理者でもあった法人理事長が、自ら指示して、日中時間帯に自らが受けたサービスについて、早朝や夜間の時間帯にサービス提供したように記録を偽造し、割高な介護給付費を請求し、受領した。

4 今後の対応

(1) 介護給付費の返還

不正請求に係る介護給付費について、別途精査の上、返還させることとし、岡山市において返還を命ずる手続を行います。

要返還額（概算見積額）：約1,460万円（加算金を含まず）

(2) 利用者保護

利用者のサービス利用に支障が生じることなく、他の事業者等に円滑な移行が図られるよう、岡山市と協力しながら事業者を指導します。

直近の利用者数（8月実績）：7人（居宅介護5人、重度訪問介護2人）